

清須市都市計画公聴会記録

開催場所 春日公民館1階 大ホール

開催日 平成29年12月17日(日)

清須市建設部都市計画課

1 公聴会の日時及び場所

平成29年12月17日（日） 午前10時00分 ～ 午前10時40分
春日公民館 1階 大ホール（清須市春日東出8番地2）

2 都市計画の種類

名古屋都市計画火葬場の変更

3 都市計画の素案の概要

都市計画火葬場に41号五条広域事務組合斎場を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	火葬場名			
41	五条広域事務組合斎場	清須市春日杵前	約15,900㎡	

4 出席した公述人

2名

5 公述人が述べた意見の要旨

公述人1：火葬場の必要性について。

公述人2：近くに火葬場ができることの利便性について。火葬料金について。

6 参加した傍聴人

46名 報道関係者0人

7 出席者

市長 永田純夫

議長 建設部長 加藤三章

司会 都市計画課長 飯田英晴

事務局 五条広域事務組合事務局長 猪子公威

生活環境課長 島津行康

都市計画課長補佐 平野嘉也

8 議事録

別紙のとおり（全文）

9 その他公聴会の経過に関する事項

・公聴会の開催についての公告 平成29年11月6日

・都市計画素案の閲覧 平成29年11月6日から11月20日

・公述人の募集 平成29年11月6日から11月20日

○議事録

午前10時

【司会】

大変長らくお待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから「名古屋都市計画火葬場の変更清須市決定」に係る都市計画の素案に関する公聴会を開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます。清須市建設部都市計画課長の飯田でございます。よろしくお願ひいたします。本日の公聴会は、次第に基づき市長挨拶、公聴会の説明、火葬場の概要説明、公述の順で進行させていただきます。

それでは、まず市長よりご挨拶申し上げます。

【市長】

改めましておはようございます。今日は本当に寒い日になり、また年末の大変お忙しい中、本日は名古屋都市計画火葬場清須市決定の変更に係る都市計画の素案に関する公聴会にご出席を賜りました。誠に有難うございます。また、日頃は、市政全般に渡りご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、清須市政となりまして12年と約半年が経ちました。本市ではこれまで市政発展の為、様々な都市計画事業を進めてまいりました。下水道につきましては、供用開始して間もないわけでございますが、平成28年度末で約23.8%の供用開始率となっております。区画整理事業につきましては、春日地区の学校橋西及び新橋西地区、清洲地区では新清洲駅前北地区の区画整理事業、JR清洲駅前地区の区画整理事業においても、現在事業を進めているところであります。そのほかでは、都市公園事業、水害に強い街ということで排水ポンプ場の整備といったものを進めてまいりました。

今後につきましては、庄内川に架かる枇杷島橋の架替えや、これに続きます都市計画道路伏見町線の改築、名鉄名古屋本線の高架化事業など、大規模な事業を控えているところでございます。

このようにインフラが整備されていく中、火葬場施設については清須市、あま市の大きな課題でありましたが、平成17年7月に春日秋前地区に建築場所が決定されてから、建設地区の皆様、周辺地区の皆様と長い間お話を進めさせていただき、建設地区の皆様、周辺地区の皆様のご理解とご協力によりまして、今日に至ることができました。建設地区の皆様、周辺地区の皆様のご理解とご協力の賜物でございまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、火葬場の建設計画について、市民の皆様のご意見を参考させていただく為に、開催をさせていただきました。公述人の皆様方におかれましては、忌憚の無いご意見を頂戴いたしますように、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。最後になりますが、更なる清須市発展の為に、皆様方のご理解とご協力を重ねてお願ひ申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。次に、公聴会の議長よりご挨拶を申し上げます。なお、本日の議長は、清須市都市計画に関する公聴会規則第7条の規定により、清須市建設部長の加藤が務めますのでよろしく申し上げます。それでは、議長、お願いします。

【議長】

皆様、おはようございます。本日はご多用の中、公聴会に御参集くださりまして、感謝申し上げます。只今ご紹介がありましたように、私は本日の議長を務めます、清須市建設部長の加藤でございます。よろしく願いいたします。また事務局といたしまして、五条広域事務組合の猪子事務局長、生活環境課の島津課長、都市計画課の平野課長補佐が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは公聴会につきまして、説明をさせていただきます。この公聴会は、都市計画法第16条第1項の規定に定めるところによりまして、名古屋都市計画火葬場の変更案作成にあたり、広く市民の皆様のご意見をお伺いするために行うものでございます。従いまして、この場ではご意見に対する見解を述べたり、質疑を行うといったことはいたしません。後日、本日の公聴会の議事録、ご意見の要旨とこれに対する清須市の見解を文書にまとめ公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、公述人の選定方法及び注意事項等につきまして、司会からご説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

【司会】

公述人の選定方法についてですが、平成29年11月6日から2週間、素案を皆様に閲覧に供したところでございますが、その際、あわせて公述人の募集をし、2人の方より公述の申出がございました。

公述人の選定につきましては会議に諮りましたが、申出のありました全ての方に公述していただくこととしました。公述の順序につきましては、公述申出書の受付順とさせていただきます。

公述の際の注意事項ですが、公述人の方は、組合からの火葬場の概要説明の後、公述人名簿の順にご意見を述べていただきます。公述時間は既にお願ひしておりますとおり、ひとり15分以内でお願いします。また、公述申出の際にご提出いただきました公述申出書の意見の要旨に基づいて発言されますようお願いいたします。なお、公述の内容が公述申出書の意見の要旨から大きく外れた場合、又は都市計画素案の内容から大きく外れた場合は、議長が発言を制止することがありますので、あらかじめご承知願ひします。公述人の方は、お名前をお呼びしましたら、公述台にお進みいただき、議長が「公述をお願いいたします」と申し上げましたら、ご自分のお名前を述べていただいた後、ご意見を公述していただくようお願いいたします。公述されました中で、不明確なことがありましたら議長から質問させていただくことがありますので、よろしくお願いいたします。なお、公述される方からの質問はできませんので、あらかじめご了承ください。公

述時間は、先程申し上げましたように15分以内ですが、制限時間の2分前、すなわち13分経過時にベルを一回鳴らして合図いたします。制限時間が終了する15分経過時には、再度ベルを2回鳴らします。直ちに公述を終了していただきますようお願いいたします。

次に、傍聴人の皆様には、受付でお渡ししました注意事項を守っていただきますようお願いいたします。また、公述内容につきましては、ご意見もおありかと存じますが、公聴会は、公述人の方からご意見をいただくことを目的としていますので、傍聴人の方のご発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。また拍手その他の方法により、賛否を表明するような行為も慎んでいただくようお願いいたします。なお、公聴会の進行を妨げるようなことがあります時は、退場していただくこともありますので、ご注意くださいようお願いいたします。

会場内での録音及び録画、写真撮影は行わないようにしてください。なお、公聴会の記録を作成するため、事務局が録音及び写真撮影を行いますのでご了承ください。

また本日、会場での飲食、喫煙は禁止となっております。ゴミにつきましてはお持ち帰りいただくようお願いいたします。

また、携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

非常口は、皆様から向かって左手側、右手側、後方側となっております。避難が必要な場合は係員の指示に従って、慌てずに行動してください。

その他、公聴会の運営に支障がないようご協力願います。

以上のことをご了承の上、静粛に傍聴していただきますよう、重ねてお願いいたします。

最後に、公聴会終了時間は11時を予定しております。よろしくようお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。

【議長】

それでは次に、火葬場の概要説明に移ります。

準備ができましたので、火葬場の概要説明をお願いします。

【説明者】

五条広域事務組合事務局長の猪子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、斎場整備の概要についてご説明申し上げます。

まず、斎場の必要性でございます。斎場は人生の終焉において、厳粛に最後のお別れをする場として、誰もが利用することとなる必要不可欠な施設であります。そんな必要施設ではありますが、清須市やあま市では周辺自治体の火葬施設に依存している状況でございます。

全国的にも近い将来、火葬需要が増加し、火葬に何日も待たなければならない状況がやってきかると危惧されていますが、更なる不安要因として、駿河湾沖を震源とする大規模地震の発生懸念も日に日に高まってきています。このように今後予想される極めて大きな火葬需要に対応

するため、かつてないほどに火葬場の必要性が強いものとなっております。

では、斎場整備の動きについてご説明いたします。清須市もあま市も合併して市となる前は、複数の小規模町村であり、火葬場などの心理的負担のかかる施設を単独で整備することが難しく、一部事務組合を組織して、整備していくこととしており、組合を構成する自治体に分散して整備していくとの考えのもとに、ごみ焼却工場は甚目寺町に、し尿処理場は新川町に、火葬場は春日村に、清洲町及び西枇杷島町は応分の負担ということで、関係5ヶ町村で覚書が締結されたのが昭和54年6月です。平成3年9月に火葬場建設予定地が春日町の鳥出地区に決まりますが、説明会等による地域への理解を求めている最中、海洋投棄による海洋汚染を防止するための条約批准がなされ、し尿の海洋投棄の完全禁止期限が迫ることとなり、し尿処理場の整備が急務となりました。し尿処理施設を、新川町阿原地内に整備する計画となりましたが、隣接する名古屋市西区の学区より「迷惑施設が学区の南北に2つもあることには同意できない」とのことで、し尿処理施設整備のために火葬場建設候補地の再考を迫られることとなりました。これが平成14年12月でございます。平成16年10月に火葬場施設基本計画を策定し、新たな候補地が調査検討されまして、平成17年7月に春日杵前地区が火葬場建設候補地として組合議会で決定されました。その後、周辺地区住民の方や地権者の方との説明会や意見交換会を合計72回実施し、火葬場建設についてのご理解を求めてまいりましたところ、周辺地区関係者ご各位のお力添えにより、昨年度末にどうか周辺地区のお許しをいただけたということでございます。

今年度に入りまして、周辺地区のご意見やパブリックコメントによる市民の方のご意見を反映し、8月に斎場建設基本計画を策定したところでございますが、この計画は他の計画とも関連性をもっております。

上位計画となる「清須市の第2次総合計画」では、将来目指す姿の中に「斎苑施設が整備され、市民が身近な場所で葬祭等を営むことができる環境が確保されています。」としており、清須市都市計画マスタープランにおきましても、施設整備の方針の中で「市民が至近な距離で利用できるように、広域的な連携により火葬施設の整備に取り組みます。」としております。

では、斎場建設基本計画に位置付けられた施設がどのようなものか概要をご説明申し上げます。まず建設場所です。先ほど申し上げました五条川右岸の「清須市春日杵前地区」で、約1万6千㎡の敷地面積となります。この敷地内に建築面積2,745㎡、延床面積3,073㎡、待合室、告別・収骨室がそれぞれ6室の建物を整備し、合わせて44台分の駐車スペースを整備いたします。用地を除いての事業費は、造成費を含め32億1千万円を予定しております。配置計画図案は、こちらのイメージとなります。施設の外観につきましては、平屋建ての落ち着いた和風建築としまして、敷地内には周辺と調和を図る環境緑地を設け、外部から会葬者が見えないように配慮いたします。

立面図をご覧ください。敷地を道路高より1.5m高くしまして、さらに周囲を3m盛土した後、植栽によって施設内外からの視線に配慮いたします。完成後の外観イメージは、このような感じとなりますが、あくまで斎場建設基本計画策定時のイメージ案でございますので、今後の基本設計あるいは実施設計によって、変わることもございます。ご了承いただきたいと思います。

次に火葬炉の数についての考え方をご説明いたします。火葬炉の必要数の算定にあたっては、将来の人口予測を行い、死亡者数のピークを推計し、決定しております。あま市と清須市の人口ビジョンを合計して算出された人口推計は、平成32年度の15万5千381人をピークに減少していきますが、これに国立社会保障・人口問題研究所の将来死亡者推計手法をほめこみますと、平成42年度にピークを迎えることとなります。火葬受け入れは、正月と友引を除いた302日間で対応することとなりますので、1日あたりの利用者6.7人に、友引明けの火葬件数の跳ね上がり係数を75%増と設定しまして、最大1日、11.8人を算出しております。火葬炉の使用頻度にありますは、炉に負担がかからぬよう、1日1炉2火葬としたため、1日最大の11.8人に対応できる炉数を6炉としております。また、ペット火葬にも対応できるよう、動物炉を1基設置いたします。

次に環境アセスについてでございます。火葬場については、環境影響評価法に規定されておらず、影響評価についての義務付けがありません。そのため、排煙等に規制基準が存在いたしません。本来的には、影響評価を実施する必要がございませんが、火葬場建設地周辺で環境影響評価を行いまして、「周辺の生活環境への影響は、軽微である。」との評価結果を得ております。

排気ガス対策につきましても、斎場については環境汚染防止にかかる法的規制基準が定められておりません。しかし、地域の良好な環境を保全するため、日本環境斎苑協会の「火葬場の建設・維持管理マニュアル」に示された基準設定例や他の先進団体事例を参考にしまして、保全目標値を設定しております。項目と保全目標値は、ご覧のとおりです。ばいじん量、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類について極めて厳しい目標値設定をしております。

最後に今後のスケジュールについてでございます。本年度は、基本設計と用地取得を鋭意進めているところです。来年度から再来年度前半にかけて、実施設計と造成工事を行い、平成31年度後半から平成32年度末にかけて本体工事を実施してまいります。予定どおりに竣工すれば、平成33年度の供用開始となります。

斎場整備の概要については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。

それでは、公述に移りますが、会場準備がありますのでしばらくお待ちください。

準備が整いましたので、ただ今から公述をお願いいたします。

まず、公述人の紹介をさせていただきます。公述の順番につきましては、申し込みのあった順番とさせていただきます。最初に、「公述人1」様、続きまして、「公述人2」様になります。よろしくお願いいたします。

「公述人1」様は公述台の方へお願いいたします。

それでは「公述人1」様、公述をお願いいたします。

【公述人1】

おはようございます。私は、〇〇市〇〇の「公述人1」と申します。〇〇駅付近でございますが、本日は、都市計画の公聴会ということで、一言申し上げたくやってきました。

賛成の公述ということになりますが、火葬場という特性上、周辺住民の方々は多分反対されているだろうと思うなかで、あまり声の上がらない火葬場という施設の必要性について、敢えて考え方を申し上げたいと思います。

現在、清須市やあま市の方々にご不幸があった際、利用されている火葬場は、主に隣接している稲沢市や名古屋市の火葬場であるかと思えます。このように、他の自治体にある火葬場を利用させてもらってきた経緯というのは、清須市やあま市に火葬場がなかったからであり、嫌悪されやすい施設ゆえに、整備することができなかったという背景があります。

確かにちょっと前までは、火葬場というのは、煉瓦造りの煙突のそびえる、暗いイメージの建物で、近くにあるというだけで嫌がられるものでした。しかし、最近整備されています火葬場を見てまいりますと、ほとんどの施設が、外観上何の施設かわからない造りとなっております。入口に施設名称の表記がなければわからないほどです。

また、それらに合わせるように、市民の皆さんの葬儀のやり方も変わってきているようにも思えます。かつては、自宅に祭壇を組んでの葬儀が一般的でしたが、最近ではセレモニーホールで行われることのほうが圧倒的に多くなり、いたるところに民間の葬儀施設が整備されています。このように近年の新しい葬儀の形が、かつての暗いイメージを払拭させつつ、ようやく当地域にも火葬場整備が叶う段階となっております。

また、一方では「現状の火葬場数では、近い将来の火葬需要に対応しきれない」とする予測がされております。向こう30年以内に約80%の確率で起こるであろうと言われている東南海地震が起きた時などは、火葬を他の自治体が受け入れてくれるかどうか大変心配でもあります。真剣に考えていかなければならない、重要な課題だと思います。

さきの東日本大震災では、不幸にも大変多くの方が亡くなられました。その時の火葬対応を耳にしたことがあります。一度に火葬を受け付けることができず、仮土葬を行った後に、何日か経ってから火葬がされたと知りました。その時、ご遺族からは「何故うちだけがこんな仕打ちを受けなきゃいけないのか」と、大変な剣幕でお叱りを受けたとお聞きました。災害で身内をなくされた方が、悲しみの感情が落ち着きかけた頃に、ご遺体を掘り起こして火葬をしなければならないという状況があまりにも悲壮感がありすぎて、私はこれだけは何としても避けたいと思いました。

火葬場が整備される周辺住民の方々の心情を、決して軽んじているわけではありません。生を受けた人が最後に必ず利用しなければならない、必要不可欠の施設だと思います。

今回の都市計画案で示されています火葬場の整備については、先程の昭和54年の時代から慎重に議論を重ねられ、ようやく決定した場所だと聞いております。交通アクセスのしやすい、良

好な自然環境の場所が設定されていると思います。規模につきましても、建物や駐車場の外に、田園風景や、近くを流れる五条川との調和を図るために緑地帯等が必要であり、ある程度の規模は最低限必要かと思えます。特に緑地に関しては、組合のホームページに掲載されております、斎場建設基本計画を拝見しますと、施設内外からの視線を遮蔽する為に、外周を盛土されるようであり、今回計画されている面積は妥当だと考えます。これまでに、多くの方が真摯な協議を重ねられ、ようやく火葬場整備が実現する状況となっています。特に周辺住民の方々に、十分に配慮され、清須市、あま市の市民が安心して故人を送ってあげられる、火葬場整備をお願いして私の公述とさせていただきます。ありがとうございました。

【議長】

ありがとうございました。

それでは次の公述人の「公述人2」様、公述台の方へお願いいたします。

それでは「公述人2」様、公述をお願いいたします。

【公述人2】

皆さんおはようございます。〇〇市〇〇から参りました、「公述人2」と申します。私の住まいは、〇〇市の旧〇〇地区です。

私は、今回の都市計画案につきまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。大きく二点の観点から意見を述べさせていただきますと思います。

まず一つ目。今回の都市計画素案に示されている場所に火葬場ができることによる利便性の観点からです。現在、あま市、清須市のほとんどの方は、名古屋市の八事斎場、もしくは稲沢市の祖父江斎場のいずれかを利用されているかと思えます。正直、遠いです。八事におかれましては、高速道路もありますが、大変交通渋滞が激しくて、時間も距離もかかるということで、ご遺族の方も、通夜、告別式と続けて、更に疲労が増すのかと思えます。時間も距離もそうですが、現在、八事にしろ、祖父江にしろ、施設が大変古くなりまして、告別室や待合室等、十分なプライベート空間がなく、遺族の方は更に疲れてしまうことが現状であります。その点、今回の火葬場については、場所も大変良く、アクセスもしやすく、今まで以上に短時間で利用できるかと思えます。問題の火葬場の施設内部についても、組合のホームページに掲載されています「斎場建設基本計画」の図面を拝見しました。告別室や収骨室、また待合室においても、十分なプライベートな空間が確保されており、遺族の方におかれましても落ち着いた雰囲気の中、最後に故人へのお別れができるのではないかと思います。以上が一つ目の、利便性に関してでございます。

二つ目。使用料金に関してでございますが、今現在、大人の火葬料金が、名古屋市は市民が5千円、その他は7万円、稲沢市は市民が3千円、その他は5万円で、火葬料金は通常葬儀代金と一緒に支払ってしまうため、分かりづらいかもしれませんが、我々一般市民からすると大きな負

担ではあります。今回計画されている火葬場の火葬料金が、いくらになるのか分かりませんが、火葬は一種の市民サービスですので、今まで支払ってきた火葬料金より低い料金設定になるはずであり、経済的負担の少ない故人とのお別れができるかと思えます。

以上、利便性と利用料金の面から、賛成の公述させていただきました。私の両親はまだ健在で、ともに80歳を超えています。いつなごとき、どうなるか分かりません。当たり前ですが、人の命は永遠ではありません。いつか最後の時を迎えます。少子高齢化が進む中で、我々の子、孫などの次代の為にも、こういった問題に真剣に取り組まなければならないと思っております。是非とも火葬場の早期建設を願って、私の公述とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【議長】

ありがとうございました。以上2名の方に意見の公述をしていただきました。

本日の公聴会の議事は全て終了いたしました。公述人の方々におかれましては、貴重なご意見、誠にありがとうございました。また、傍聴していただきました皆様方、円滑な公聴会の運営にご協力いただきましてありがとうございました。それでは、司会にお返しいたします。

【司会】

議事進行ありがとうございました。

本日の公聴会にありました、公述意見と公述に対する清須市の見解を、見解書として本日の記録とともに、1月上旬頃に清須市役所都市計画課及び五条広域事務組合にて縦覧いたします。また、ホームページ上でも公開する予定をしております。公述人の方のお名前につきましては、非公開とさせていただきます。また、本日の公述意見につきましては、都市計画案作成の参考にさせていただきますとともに、都市計画審議会に意見として付議させていただきたいと考えております。

都市計画決定に向けての今後のスケジュールですが、本日の公述意見を参考に都市計画案を作成し、来年4月以降になるかと思いますが、この案の縦覧及び意見書の提出の期間を設けさせていただきます。案の縦覧及び意見書の提出にあたっては、広報、ホームページ等でお知らせいたします。その後、清須市の都市計画審議会を経て、順調に行けば来年6月から7月頃に都市計画決定の告示がなされます。この告示をもって、都市計画決定の効力が発生することとなります。以上が都市計画決定までのスケジュールとなります。

これをもちまして、「名古屋都市計画火葬場の変更清須市決定」に係る都市計画の素案に関する公聴会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

清須市都市計画に関する公聴会規則第11条2項の規定により署名する。

議長 清須市建設部長

石藤 三幸 